

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 老齢基礎年金はいつから受けられるの？

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が25年以上ある人が65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は、年間で満額（780,100円）の老齢基礎年金を受けることができます。

## 早くもらう繰上げ支給

希望すれば、60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けることができます。請求したときの月単位の年齢によって減額率が決まります。

**減額率**  $0.5\% \times 65\text{歳になる月の前月までの月数}$

- ・一度決めた減額率は一生変更できません。
- ・繰上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません。
- ・国民年金の任意加入者は繰上げ支給を請求できません。

請求時の年齢	請求時から65歳になる月の前月までの月数	減 額 率
60歳0ヶ月～60歳11ヶ月	60月～49月	30.0%～24.5%
61歳0ヶ月～61歳11ヶ月	48月～37月	24.0%～18.5%
62歳0ヶ月～62歳11ヶ月	36月～25月	18.0%～12.5%
63歳0ヶ月～63歳11ヶ月	24月～13月	12.0%～6.5%
64歳0ヶ月～64歳11ヶ月	12月～1月	6.0%～0.5%

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）  
住民福祉課 住民係 担当：宮澤

## 子育て世帯臨時特例給付金が支給されます

子育て世帯臨時特例給付金とは.....

消費税引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。（昨年度も実施されました）

【支給対象者】平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給される方が対象です。  
※平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口で申請します。

【対象児童】支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

【支給額】対象児童1人につき 3,000円

【基準日】平成27年5月31日

【申請方法】支給対象者には、7月中に申請書などを発送する予定です。詳細につきましてはそちらをご確認ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤

## 雑紙の資源回収にご協力をお願いします

青森県は、平成25年度実績で、県民1人1日当たりのごみ排出量が1,069g（全国ワースト2位）、リサイクル率が13.7%（全国ワースト4位）と、ともに全国下位レベルに低迷しています。

こうした状況を踏まえて、「雑紙（ざつがみ）の資源回収強化」を重点テーマとし、ごみ減量・リサイクル率の向上にご協力をお願いします。

【雑紙（ざつがみ）とは、次のような紙類です。】

- ・タバコ、食品の箱
- ・贈答品の紙箱
- ・封筒、ダイレクトメール
- ・ティッシュの箱
- ・缶ビールなどの紙パック
- ・包装紙
- ・ラップの箱、芯
- ・トイレトペーパーの芯
- ・名刺

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：奥本